

令和8年度 競技団体支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「東京都パラスポーツ団体普及活動支援事業実施要綱」に基づき、パラスポーツの普及振興に資することを目的とする「競技団体支援事業」の実施に必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 本事業の対象者が実施する対象事業に助成金を交付する。なお、対象事業の実施に伴い発生する当該助成金以外の収入（参加料、協賛金、寄付金、雑収入など）を事業運営費に充てる場合、助成金の交付額は、事業運営費（支出）の総額から当該助成金以外の収入を除いた額又は対象経費の総額のうち、いずれか低いものとする。

(1) 対象団体

本事業の対象者は、当該年度において公益社団法人東京都障害者スポーツ協会（以下、「協会」という。）に競技団体登録をしている団体とする。

(2) 助成対象事業

対象団体が主催又は主管する次の事業のうち、参加人数（運営スタッフ含む）が10名以上の事業とする。なお、事業数に限りはなく、対象事業として認められるものであれば複数の事業を行うことができる。

ア 競技会

イ 講習会・練習会等

ウ その他合宿等協会が認める事業

(3) 助成対象となる事業の実施期間

助成金交付申請日から令和9年2月28日まで

(4) 申請期間

令和8年12月11日まで

2 本事業を活用する団体は、パラスポーツの普及振興を目的に都民に開かれた形で活動することとし、主に以下に該当する活動を行うものとする。

(1) 活動を希望する者の受け皿として、団体が実施する活動への参加受入れを行うこと。

(2) ホームページ等で団体の活動情報や連絡窓口を掲載する等、活動に対する門戸を広げるための情報発信を行うこと。なお、協会が運営する「TOKYO パラスポーツ・ナビ」への掲載を必須とする。

(対象経費)

第3条 本事業の助成金は、別表に掲げる経費を対象とする。

(助成額)

第4条 助成額については、実施事業の有効性を勘案し、当該年度の予算の範囲内で助成額を決定するものとする。

- 2 助成金の交付上限額は、申請する事業数にかかわらず、1団体あたり最大200万円とする。
- 3 託児サービス利用料は、前項の交付上限額とは別に1団体あたり2万円を加算する。

(助成金の申請)

第5条 本事業による助成を希望する団体は、下記の書類を郵送又はメールにて提出すること。なお、⑥について事業申請時に規定の定めがない場合、また、⑦について事業申請時に作成を行ってない場合は、完了報告時まで規定の策定及びセルフチェックシートの作成を行い、協会に提出すること。書類の提出は、期日を厳守とし、期限後の提出は一切受け付けない。

- ①事業申請書・誓約書(様式1)
- ②事業計画書類(様式2-①②③)
- ③公金取扱者・経理担当者登録書(様式3)
- ④支出金額根拠書類(任意様式)
- ⑤開催/実施要項
- ⑥謝金規定等、団体内で定めた謝金基準が分かるもの(謝金を支払う場合)
- ⑦スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>セルフチェックシート
- ⑧保険契約書写し等、助成事業ごとの保険加入内容のわかるもの

2 申請書類の提出に際し、公金取扱者及びその他1名にて、必ずダブルチェックをした上で提出すること。

(事業の決定)

第6条 協会は、前条で団体が申請した事業について、その内容を審査し、「競技団体支援事業助成金の審査結果(様式4)」により、当該年度における対象事業および助成金の交付決定額について、団体へ通知する。なお、協会は、適正な事業及び助成金の交付を行うため必要と認めるときは、事業内容及び助成金の交付対象とする経費について条件を付すことができるものとする。

(概算払)

第7条 協会は概算にて団体に助成金を支払うことができる。概算払にて助成金の交付を受けようとする団体は、「助成金概算交付請求書」(様式13-①)及び「通帳添付欄」(様式14)を協会に提出するものとする。

- 2 概算払の額は、交付決定額が100万円以下の場合は交付決定額を上限とする。また100

万円を超過する場合は交付決定額の8割を上限とし、交付決定額の8割が100万円に満たない場合は上限100万円とする。

- 3 協会は、概算交付請求の内容を審査し、適正であると認めるときは、団体が指定する口座に振り込むものとする。

(追加申請)

第8条 団体は、第6条の通知後に事業を追加したい場合は、第2条第1項第4号の期間中に第5条で定める書類を提出することで、事業の追加申請ができる。

- 2 協会は、第5条の規定により申請を受け付け、第6条の規定により事業を決定する。

(計画の変更)

第9条 助成金の対象事業について次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ「計画変更承認申請書(様式5-①)」を協会に提出し、その承認を受けること。ただし、協会が軽微なもの(交付予定額の増減を伴うものを除く)と認められた場合についてはこの限りではない。

(1) 対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 対象事業の収支計画書の内容を変更しようとするとき。

- 2 事業計画の変更に伴う審査結果について、協会は、「計画変更の承認について(通知)(様式5-②)」により団体に通知する。なお、承認する場合、必要に応じて対象事業の決定内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(取下げ及び中止)

第10条 団体は、第6条及び第8条の各項に定める決定後においても、決定した事業を取り下げ、又は中止することができる。

- 2 取下げと中止は以下のように規定する。

(1) 取下げ 当該事業を実施する予定であるが、当該助成金の交付申請を取りやめること

(2) 中止 当該事業自体の実施をやめること

- 3 団体は、前項の規定により事業を取り下げ、又は中止するときは、「取下げ(中止)申請書」(様式6-①))を協会に提出すること。

- 4 協会は、前項の申請書等により審査を行い、「競技団体支援事業取下げについて(通知)(様式6-②)」により審査結果を団体に通知する。

(事業の全部又は一部の中止)

第11条 団体は、天変地異や不測の事故等、自らの責めによらない事由により、事業の全部又は一部を中止するときは、事前に協会と協議するものとする。

- 2 団体の責により、事業の全部又は一部が実施されなかった場合、未実施になったことに

伴う経費は助成の対象外とする。

3 団体は、事業の全部又は一部を中止したときは、第13条に準じ報告を行うものとする。

(状況報告等)

第12条 協会は必要に応じて、団体に対し対象事業の進捗状況に関する報告を求め、又は会計帳簿等の検査を行うことができる。その際、団体は協会の求めに応じて誠実に対応しなければならない。

2 協会は、第6条で決定した内容並びに第9条第2項で付した条件に従って団体が対象事業を遂行していないと認められるときは、団体に対し、対象事業として決定した内容及び条件に従って履行するよう求めることができる。

(事業報告)

第13条 団体は、原則として全ての事業完了後30日以内に以下の必要書類を郵送及びメールにて提出すること。ただし、事業を2月中に実施した場合は当該年度の2月末日までに提出すること。

- ①完了報告書(様式7)
- ②事業報告書類(様式8-①②③④)
- ③交通費受領簿(様式9)
- ④証憑書類(様式10を使用して提出すること)
- ⑤謝金一括振込名簿(様式11)
- ⑥実施/開催要項
- ⑦プログラム/大会結果
- ⑧謝金規定等、団体内で定めた謝金基準が分かるもの(謝金の支出がある場合。なお、申請時に提出している場合は不要)
- ⑨スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>セルフチェックシート(申請時に提出している場合は不要)
- ⑩保険契約書写し等、助成事業ごとの保険加入内容のわかるもの(申請時に提出している場合は不要)
- ⑪その他、協会が提出を求めた書類等

2 提出に際し、公金取扱者及びその他1名にて、必ずダブルチェックをした上で提出すること。

(額の確定等)

第14条 協会は、前条の定めにより団体より提出を受けた書類を審査し、当該報告に係る交付事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、「競技団体支援事業助成金額確定通知書(様式12)」により、

団体に対し通知する。

- 2 団体は、前項での通知を受けたときは、「助成金精算請求書（様式 13-②）」「通帳添付欄（様式 14）」により、協会に提出しなければならない。
- 3 協会は、交付請求の内容を審査し、適正であると認めたときは、団体が指定する口座に助成金を振り込むものとする。
- 4 協会は、団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える分を「助成金返還請求書」（様式 13-③）により期限を定めて、返還を命ずるものとする。
- 5 団体は、事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに協会に報告しなければならない。なお、協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 協会が団体に助成金の返還を求めたときは、団体はそれに応じて速やかに返還しなければならない。

（決定の取消し等）

第 15 条 協会は、次の各号に掲げる場合には、対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができることとし、当該事由においては助成金の交付を取り消し、又は減額するものとし、「交付取消し（又は一部取消し）通知書」（様式 15）により団体に通知する。

- （1）団体が対象事業の決定内容又はこれに付した条件に不適合な運営を行い、かつ改善が認められない場合
- （2）第 12 条及び第 13 条に定める事業報告を怠ったまま、改善が認められない場合
- （3）団体が法令違反等の反社会的行為を行い、対象事業を実施する上で相応しくない団体であると協会が判断した場合
- （4）虚偽の申請・報告、その他不正な手段に基づいて助成金の交付決定を受けていることが判明した場合
- （5）助成金を対象事業以外の用途、又は対象経費以外の用途に使用した場合
- （6）天変地異等の事由により、事業の全部又は一部を実施、継続することができなかった場合
- （7）その他、協会が必要と認めた場合

2 前項の規定は、前条の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 団体は、本条第 1 項各号該当の場合は、交付決定年度にかかわらず受領した当該助成金を速やかに協会へ返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を命じた場合において、団体はその命令に係る助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

2 協会が、第 14 条第 4 項及び第 5 項の規定により団体に助成金の返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 協会が、前条の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取消し、団体に返還を命じた場合において、団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

4 団体は、本条第 1 項の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

5 本条に記載する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については 365 日の割合とする。

(助成金申請の一時停止)

第 17 条 協会は、第 15 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに基づき交付の取消しを行ったときは、団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から 5 年以内で、当事業及び協会が別に指定する助成金の受給対象者から除外することができる。

(経理処理)

第 18 条 団体は、対象事業の経理について対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後より、5 年間保存しておくなければならない。

2 助成対象経費の支払等の方法は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 助成対象経費の支払いは口座振込又は現金払いを原則とする。やむを得ないときはクレジットカード又はデビットカードを使用することができる。

ア クレジットカードを使用したときは、旅費及び宿泊費を除き当該助成対象経費の

95パーセントを交付対象額とする。

イ デビットカードを使用したときは、当該助成対象経費の全てを交付対象額とする。

- (2) 謝金の単価については、団体において定められている基準を踏まえ適切に定めること。
なお、謝金の交付上限額は協会が定める上限額または団体において定めた謝金額のいずれか低い方とする。

(対象事業の遂行)

第19条 団体は、対象事業の遂行に当たり、契約を締結し又は支払いをする場合、関係する法令を遵守して実施しなければならない。

(団体ガバナンスの確保)

第20条 団体は、本事業が東京都予算を財源とする公的助成であることに鑑み、自らの組織について適切なガバナンス確保に努めなければならない。

- 2 本事業における助成を活用する団体は、協会が実施する「東京都パラスポーツ団体体制強化支援事業」における研修会へ必ず参加しなければならない。
- 3 本事業における助成を活用する競技団体は、協会が実施する「東京都パラスポーツ団体体制強化支援事業」の専門家相談において、会計士等による指導を受けなければならない。
- 4 本事業における助成を活用する団体は、スポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の適合状況に係るセルフチェックシートによる自己説明を作成し、協会に提出しなければならない。なお、作成したチェックシートは協会ホームページで公表する。なお、セルフチェックシートは過年度に作成したものではなく、当該年度中に作成または更新したものを提出すること。
- 5 団体は、助成金を取り扱う当たり、東京都及び協会に対し、適正な助成金の使用について、「事業申請書・誓約書」(様式1)により誓約しなければならない。
- 6 協会から助成金の交付を受ける団体は、公金取扱者を設置し、「公金取扱者・経理担当者登録書」(様式3)により協会に申請しなければならない。

(財産処分の制限)

第21条 団体が本事業により購入した1個税込50万円以上の競技用具については、購入年度の翌年度から3年間においては、協会の承認なく助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に違反する場合、第15条の規定を準用し、協会は対象事業としての決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(安全確保)

第22条 団体は、対象事業の実施に際して、参加者等の安全確保に十分配慮しなくてはな

らない。また、万一事故等が発生したときには、団体の責任において対応するものとする。

2 前項に基づき、対象事業の実施に際し、スポーツ保険に加入すること。

(個人情報の取扱い)

第 23 条 団体は、対象事業の実施に伴って取得した個人情報について、関連法令等を遵守し、適正に管理すること。

(雑則)

第 24 条 本事業の実施に際し、この要綱に定めのない事項は、都と協会が協議の上定める。

2 本事業の手続きのために協会へ提出した書類等について、都から依頼があった場合、協会から都に書類等を提供する場合がある。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

令和8年度競技団体支援事業

対象科目	内容	金額	備考
謝金	事業運営に協力する指導者や講師等への謝金	10,000円以内/日	著名指導者や特別講師：その略歴に応じて60,000円以内/日を認める 医師：20,000円以内/日 看護師：15,000円以内/日
	謝金対象者の昼食代（お茶含む）	1,100円以内/食	選手等参加者の昼食代、個人等で調理した昼食を現物で支給したものは対象外とする
旅費	選手、スタッフ、指導者の交通費（鉄道、航空、バス、船等）	申請額	タクシー利用については、 事由を協会が事前に確認している場合のみ対象とする
	選手、スタッフ、指導者の交通費（自動車）	37円/km×走行距離（km）	自動車利用については、 事由を協会が事前に確認している場合のみ対象とする
宿泊費	1泊2食（夕食・朝食）料金を原則とした宿泊費	19,000円以内/日	19,000円/日を超える宿泊費の場合には、19,000円/日で助成する
競技用消耗品費	競技実施に係る用具・消耗品	申請額	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有になるもの、大会・練習会等以外にも用途があるもの、関係者への手土産、物品修理代、参加賞は対象外である ・コピー代は印刷費に計上する ・飲料水については、一人当たり500ml2本程度までとする 各種適切な量の購入・管理に努めること
	大会・練習会運営に係る消耗品		
	事務消耗品		
	医療物品（テーピング、絆創膏等）		
	大会開催・大会参加時等の飲料水（水・スポーツドリンクに限る） 熱中症対策に係る費用（塩飴、塩分タブレット、氷、冷却材に限る）		
委託料	主催する大会・練習会・合宿等の会場運営に係る経費	対象外	対象外経費ではあるが、費用が生じた際には、報告時に計上すること
	競技の普及啓発に係るガイドブック・ハンドブック等の作成経費		
	競技の普及啓発のためのHP作成・運営に係る費用		
賃借料	体育館、グラウンド、競技場、会議室等の施設等使用料	申請額	個人から物品や車等を借りた場合の経費は対象外とする
	競技用備品等の借上料		
	競技用備品等を運搬するための借上料（バス、レンタカー等）		
通信運搬費	参加者、スタッフ等に送付する郵送物（手紙・メール便・宅配便等）の送料	申請額	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料金、メール・インターネット使用料、個人に荷物運搬を依頼した場合の経費、助成金交付等の申請に係る手続きに要する郵送料、インターネットでの消耗品購入時の送料は対象外とする
	事業に必要な備品等を会場に配送するための配送料		
	事業に必要な器具類を会場に運び込むための荷物運搬費		
	事業に必要な支払を行うための振込手数料（大会参加費の振込手数料など）		
大会参加費	選手等が大会に参加するための参加費	申請額	大会に参加するための、上部団体への登録料は対象外とする
保険料	事業全般に係る賠償責任保険料	申請額	<ul style="list-style-type: none"> ・「対象事業のみに対し申請した保険」のみ対象とする ・運搬車両の運転に係る自動車保険料、通年での契約料は対象外とする
	事業の参加に係る傷害保険料		
印刷費	事業に必要な当日のプログラム、研修会資料等の印刷費等	申請額	・助成交付等の申請に係るコピー代は対象外とする
託児サービス利用料	都内実施の助成対象事業の会場で託児サービスを提供した場合の委託料	上限2万円	<ul style="list-style-type: none"> ・選手、参加者、スタッフの未就学児を対象とした託児サービスのみ対象とする ・事業実施日に都内の会場で提供した託児サービスのみ対象とする ・契約先は法人に限る
	都内実施の助成対象事業の会場で託児サービス、ベビーシッターを提供した場合の利用料		

※上記に該当しない科目は「その他」として対象外経費に計上すること。（「その他」の科目は全て対象外です）